［略］	［略］	
審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当の分担する事務を除く。）	
名古屋入国管理局中部空港支局		
審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務	
大阪入国管理局関西空港支局		
審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務	
審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当が分担する事務を除く。）	

3　［略］

（出張所に置く首席審査官）

第二十条　札幌入国管理局函館出張所、同局千歳苫小牧出張所、仙台入国管理局仙台空港出張所、東京入国管理局水戸出張所、同局高崎出張所、同局さいたま出張所、同局千葉出張所、同局新宿出張所、同局立川出張所、同局新潟出張所、名古屋入国管理局富山出張所、同局金沢出張所、同局静岡出張所、大阪入国管理局京都出張所、広島入国管理局岡山出張所、同局広島空港出張所、同局下関出張所、福岡入国管理局北九州出張所、同局博多港出張所、同局福岡空港出張所、同局長崎出張所、同局対馬出張所、同局大分出張所、同局宮崎出張所、同局鹿児島出張所及び福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十一条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	
審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当の分担する事務を除く。）	
名古屋入国管理局中部空港支局		
審査管理及び第一から第三審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務	
大阪入国管理局関西空港支局		
審査管理及び第一から第十審査担当	第七条第一項各号に掲げる事務	
審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第十審査担当が分担する事務を除く。）	

3　［同上］

（出張所に置く首席審査官）

第二十条　札幌入国管理局千歳苫小牧出張所、仙台入国管理局仙台空港出張所、東京入国管理局水戸出張所、同局さいたま出張所、同局千葉出張所、同局新宿出張所、同局立川出張所、同局新潟出張所、名古屋入国管理局富山出張所、同局金沢出張所、同局静岡出張所、大阪入国管理局京都出張所、広島入国管理局岡山出張所、同局広島空港出張所、同局下関出張所、福岡入国管理局博多港出張所、同局福岡空港出張所、同局長崎出張所、同局対馬出張所、同局鹿児島出張所及び同局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十一条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
［同上］	［同上］	［同上］